

地方創生に関する調査特別委員会

調査結果報告書

平成 27 年 12 月

茨 城 県 議 会

平成27年12月15日

茨城県議会議長 細谷 典幸 殿

地方創生に関する調査特別委員会
委員長 飯塚 秋男

地方創生に関する調査特別委員会調査結果報告書

平成27年第1回定例会において本委員会に付託された「活力と潤いに満ちた郷土
いばらきを創生するための諸方策」について、これまでの調査の経過及び結果を次の
とおり報告する。

目 次

— 最終報告にあたって —	1
第1 調査方針及び調査経過	2
第2 本県の人口動向等	4
第3 集中的に対応していくべき最重点項目	8
第4 重点的に取り組むべき事項等	11
1 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	11
2 時代に合った地域をつくり，安全な暮らしを守るとともに， 地域と地域を連携する	14
3 本県における安定した雇用の創出	18
4 本県への新しいひとの流れをつくる	23
5 その他の意見	25
— おわりに —	27
参考資料	
1 調査に当たった委員	28
2 活動経過	29
3 茨城県内に立地する政府関係機関の移転反対等に関する意見書	31
4 茨城県人口ビジョン・茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略	33

最終報告にあたって

今から約50年前、当時の岩上知事は、農工両全の理念のもと、後進県からの脱却を掲げ、県勢の発展に取り組んでいた。それから50年、我が県は、たゆまぬ努力の積み重ねにより、今や県内総生産は全国第11位、一人当たり県民所得については過去最高となる全国第4位の県勢を誇る県にまで発展してきた。

我々は、この先人が築いてきた茨城県をさらに発展させ、責任を持って将来の世代に引き継がなければならない。

一方、昨年5月に発表された日本創成会議による将来人口推計、いわゆる増田レポートにより、現状のまま何もしない場合、2040年、本県の人口は237万人にまで減少し、44市町村のうち18市町村が消滅の可能性が高いとの衝撃的な見通しが突き付けられた。

そして、いま国は、地方自治体に対し、地域の特性を踏まえ、自ら考え、自らが掲げる目標の実現に向け、地域ごとの「処方せん」を示し、自立的に取り組むことを強く求めている。

このような中、郷土いばらきの創生を使命として設置された本調査特別委員会では、今こそ人口減少問題に真正面から立ち向かい、30年後、40年後の茨城を見据え、この地方創生を、茨城の未来を変える転機とするという強い決意のもと、執行部から詳細な説明をいただくほか、学識経験者などの参考人の方々を招き、貴重なご意見をいただきながら、地方創生に関する諸方策等について、精力的に調査・検討を進めてきたところである。

本委員会は、人口減少問題に的確に対応し、活力と潤いに満ちた郷土いばらきを創生するため、委員会での調査・検討を踏まえ、ここに、調査結果について報告するものである。

第 1 調査方針及び調査経過

1 調査方針

本委員会の設置経緯などを踏まえ、調査方針を次のとおり決定した。

(1) 調査目的

平成 26 年 5 月、民間研究機関である「日本創成会議」は、2040 年には全国で 896 もの市町村が、自治体機能の維持が困難となる「消滅可能性都市」になる可能性が高いとの報告を行った。

このような中、国、地方自治体でも急速に人口減少対策の機運が高まり、国では、「地方創生」の名の下、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、直面している人口減少克服・地方創生という構造的な課題に正面から取り組むこととした。

一方、本県でも、震災以降 4 年連続で 1 万人以上もの人口が減少するなど、人口減少問題への対応は急務であることから、平成 27 年 1 月に「茨城県まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、茨城版「人口ビジョン」及び「総合戦略」を策定して、地方創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくこととしたところである。

地方創生に当たっては、地方が自主性、独自性を最大限に発揮し、地域の課題に応じた対策に取り組んでいくことが重要である。

このため、このような人口減少問題に的確に対応し、活力と潤いに満ちた郷土いばらきを創生するため、本県の人口動向や産業実態等を踏まえ、地方創生に関する諸方策について調査・検討する。

(2) 調査項目

- ① 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ② 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する
- ③ 本県における安定した雇用の創出
- ④ 本県への新しいひとの流れをつくる

(3) 調査期間

本委員会の調査期間は、平成 27 年 12 月までの概ね 8 ヶ月とし、平成 27 年第 4 回定例会の会期中に調査結果の報告を行う。

2 調査経過

本委員会は、平成 27 年 5 月 8 日の第 1 回委員会において調査方針を決定して以降、これまでに 8 回にわたる委員会を開催し、調査・検討を進めてきた。

調査・検討に当たっては、まず、地方創生に係る本県の現状等を把握するため、地方創生に関する国・県の状況や本県の人口動向等について、執行部から説明聴取を行った。

また、活力と潤いに満ちた郷土いばらきを創生するための諸方策について調査・検討するため、第 1 回委員会で決定した調査項目に沿い、執行部から地方創生に関する取組の現状や課題等について詳細な資料の提出を求め、説明聴取を行ってきた。

さらに、地方創生に係る地域の現状や課題等についての理解を深めるため、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長、大子町長、あるいは、県内大学教授等の学識経験者などの方々を参考人として招致し、地方創生を実現するために求められる取組などについて、ご意見をいただいた。

平成 27 年 9 月 29 日に開催した第 6 回委員会では、国が地方創生の一環で進める「政府関係機関の誘致」に関して、東京圏に含まれない本県に立地する研究機関などが他県から誘致の提案を受けたことを踏まえ、これを早急に、かつ、確実に防止するため、茨城県に立地する政府関係機関の県外への移転は絶対に行わないことなどを求める旨の意見書を国に提出することを発議したところである。

当該意見書については、平成 27 年第 3 回定例会において可決され、同年 10 月に、議長から地方創生担当大臣などに提出されている。

委員会では、このような調査・検討を踏まえ、「茨城県人口ビジョン」及び「茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に当たっての提言内容を取りまとめ、平成 27 年第 3 回定例会において、議長に中間報告を行い、その後も、引き続き、調査・検討を進めてきたところである。

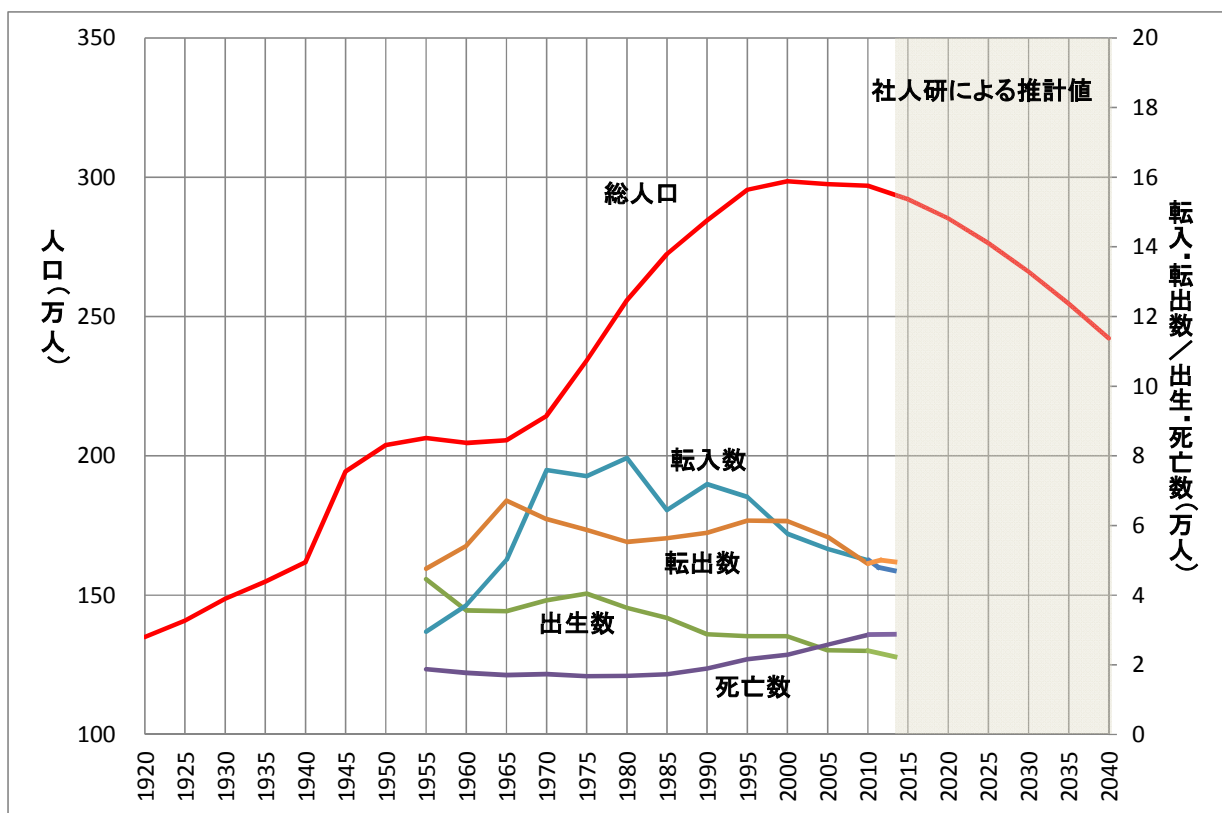
第2 本県の人口動向等

1 県内総人口等

県内の総人口は、2000年に最も多い299万人に達して以降、減少が続いている。

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計によれば、今後、人口は急速に減少を続け、2040年には、現在から約18%減の242万人になるものと推計されている。

図表 出生・死亡数、転入・転出数の推移（茨城県）



※ 厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」、総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」

自然増減の動向については、死亡数の増加と出生数の減少により2005年以降、自然減となり、その数は年々大きくなる傾向になっている。

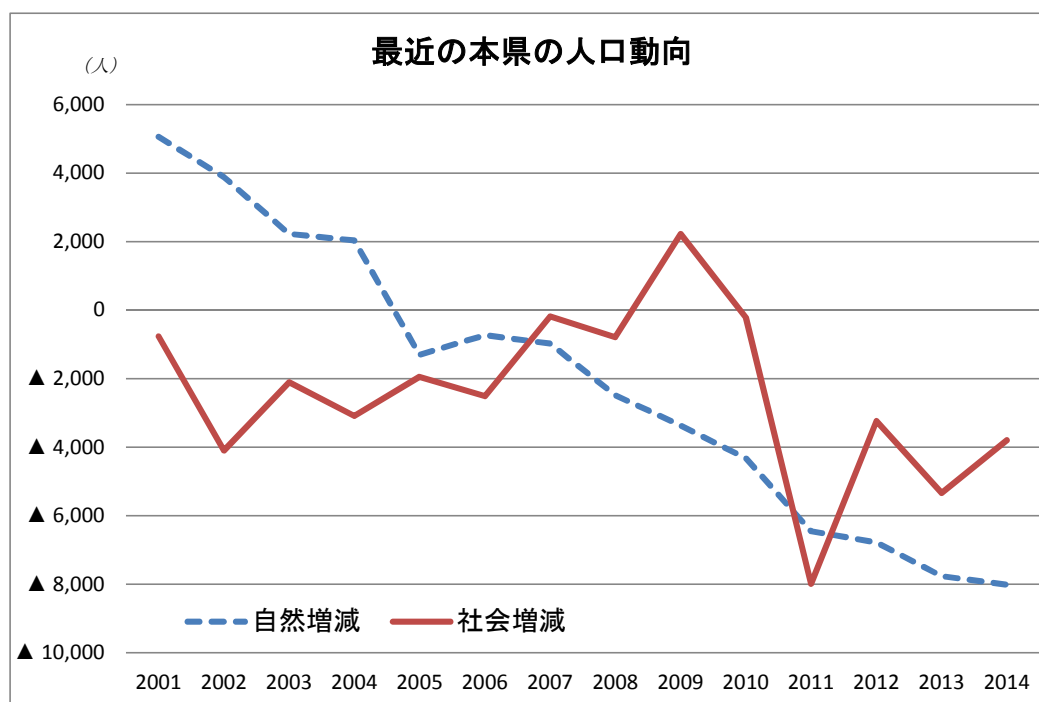
また、社会増減については、震災前4年間では1,040人の社会増であったが、震災後4年間では20,353人の社会減となっており、震災前後で大きく動向が変化している。

【 参考 】 最近の本県の自然増減・社会増減等の状況

(単位：人)

年	人口 (10/1 現在)	当該年中の増減		
			自然増減	社会増減
2001	2,991,172	4,293	5,062	▲769
2002	2,992,538	▲213	3,881	▲4,094
2003	2,992,152	123	2,226	▲2,103
2004	2,991,589	▲1,059	2,032	▲3,091
2005 (国調)	2,975,167	▲3,244	▲1,304	▲1,940
2006	2,971,798	▲3,235	▲725	▲2,510
2007	2,970,800	▲1,157	▲976	▲181
2008	2,968,396	▲3,271	▲2,479	▲792
2009	2,967,404	▲1,142	▲3,371	2,229
2010 (国調)	2,969,770	▲4,541	▲4,325	▲216
2011	2,956,854	▲14,444	▲6,453	▲7,991
2012	2,945,824	▲10,011	▲6,781	▲3,230
2013	2,933,381	▲13,109	▲7,767	▲5,342
2014	2,921,184	▲11,804	▲8,014	▲3,790
2015 (9/1 現在)	2,909,974	—	—	—

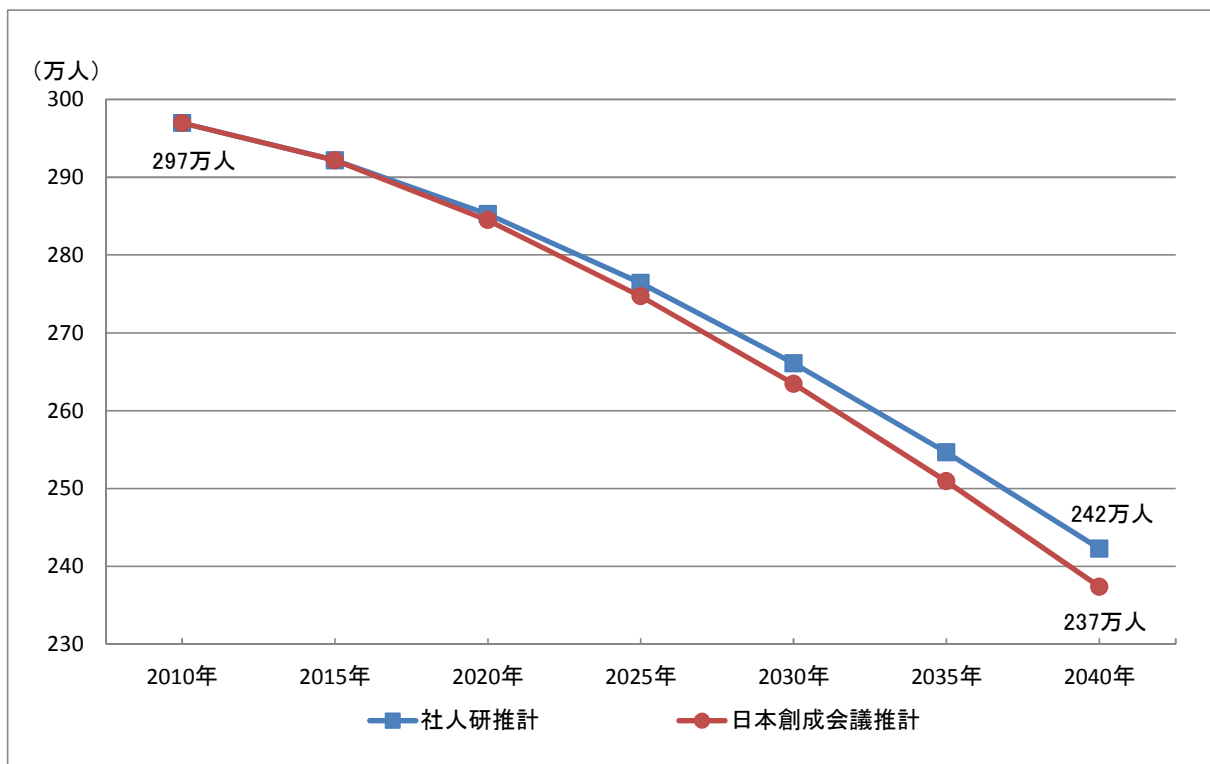
※ 茨城県統計課「常住人口調査」，2005年・2010年は「国勢調査」



2 社人研による推計と日本創成会議による推計との総人口の比較

2040年の総人口は、社人研による推計が242万人、日本創成会議による推計が237万人となっており、5万人の差が生じている。

図表 推計人口の比較（茨城県）



人口が転出超過基調にある本県においては、移動率が縮小しない仮定に基づく日本創成会議による推計では、人口減少が一層進む見通しとなっている。

【社人研による推計と日本創成会議による推計の条件の違い】

両者ともに、2010年を基準とし、2005年～2010年の人口動向を勘案して推計。

両者の違いは、移動に関する仮定。

○社人研

： 移動率が2020年までに定率で0.5倍に縮小、その後はその値が2040年まで一定と仮定。

○日本創成会議

： 移動率が縮小せずに、2040年まで同水準で推移すると仮定。

3 本県の人口減少段階

人口減少段階は、一般的に、「第1段階：老年人口の増加（総人口の減少）」、「第2段階：老年人口の維持・微減」、「第3段階：老年人口の減少」の3つの段階を経て進行するとされている。

社人研推計にあてはめると、本県は、44都道府県が属する「第1段階」に該当する。

都道府県別 人口減少段階

人口減少段階の区分	都道府県名
第1段階 (44都道府県)	北海道, 青森県, 岩手県, 宮城県, 山形県, 福島県, 茨城県 , 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 新潟県, 富山県, 石川県, 福井県, 山梨県, 長野県, 岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県, 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県, 鳥取県, 岡山県, 広島県, 山口県, 徳島県, 香川県, 愛媛県, 福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県
第2段階 (3県)	秋田県, 島根県, 高知県

県内の市町村は、41市町村（93.2%）が「第1段階」に該当する。

また、「第2段階」は行方市、河内町の2市町（4.5%）、「第3段階」は天子町の1町（2.3%）である。

市町村別 人口減少段階(茨城県)

人口減少段階の区分	市町村名
第1段階 (41市町村)	水戸市, 日立市, 土浦市, 古河市, 石岡市, 結城市, 龍ヶ崎市, 下妻市, 常総市, 常陸太田市, 高萩市, 北茨城市, 笠間市, 取手市, 牛久市, つくば市, ひたちなか市, 鹿嶋市, 潮来市, 守谷市, 常陸大宮市, 那珂市, 筑西市, 坂東市, 稲敷市, かすみがうら市, 桜川市, 神栖市, 鉾田市, つくばみらい市, 小美玉市, 茨城町, 大洗町, 城里町, 東海村, 美浦村, 阿見町, 八千代町, 五霞町, 境町, 利根町
第2段階 (2市町)	行方市, 河内町
第3段階 (1町)	天子町

第3 集中的に対応していくべき最重点項目

本委員会では、地方創生に係る現状や課題、人口動向などについて調査・検討を進めていく中で、30年後、40年後の茨城を見据え、次の目標を絶対に成し遂げなければならないとの結論に至った。

『人口減少に歯止めをかけ、持続的な発展・成長を実現する』

併せて、委員会においては、

「自然環境の豊かさ」

「世界に誇る最先端科学技術の集積」

「全国屈指の農業」

など、茨城県の特性を最大限に活かした取組が特に重要であり、徹底した「PDCAサイクル」と「見える化」の実行のもとで、地方創生に取り組んでいくことが必要であるとの認識に至ったところである。

県では、平成27年10月に、本委員会による中間報告などを踏まえ、本県における今後5年間の取組の指標となる「茨城県人口ビジョン」及び「茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定したところであり、今後、この総合戦略等を踏まえ、地方創生に係る取組を実施していくこととなるが、数十年に渡る息の長い取組を継続していく上で、特にスタートとなる今後5年間の集中的な取組が勝負であり、将来を左右するものである。

地方創生、まち・ひと・しごとの創生とは、文字どおり、まず「ひと」県民が中心でなければならないこと、その上で、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻すことが重要であり、本委員会では、このような考え方のもとに立ち、今後の5年間で集中的に対応していくべき「10の最重点項目」について提言するものである。

集中的に対応していくべき最重点項目

○ 「ひと」の創生

～ 人口減少に歯止めをかける合計特殊出生率「2.07」の実現を目指す ～

- 1 若者の正規雇用化の促進や、全国に先駆けて実施している結婚支援のさらなる充実を通じて、若者の結婚の希望をかなえる。
- 2 官民挙げてのワーク・ライフ・バランスの促進や、待機児童ゼロの早期実現により、女性の就労継続を阻害する要因を排除し、世帯所得の向上を図る。
- 3 ひとを愛し家庭を持つことの素晴らしさ、命をつないでいくことの大切さ、郷土を愛する気持ち、あるいは、働くことの意義といった、人の豊かな心を育む心の教育を充実する。

○ 「しごと」の創生

～ 若者、女性が活躍できる働く場のさらなる創出を目指す ～

- 4 全国一の企業立地の成果を、高校卒業者のみならず、大学卒業や女性の雇用の拡大に着実に結び付ける。
- 5 徹底した高付加価値化と生産基盤の強化による生産コストの低減により、儲かる農業を実現し、農業を新たな担い手と呼び込める魅力ある産業にする。
- 6 G7 茨城・つくば科学技術大臣会合の開催地にも決定した世界に誇るつくばや東海の最先端科学技術、あるいは高度なものづくり産業の集積を活かして、ロボット産業を始めとする未来産業の集積を図るとともに、研究・開発から製品化、さらには販売まで一体となった取組を推進する。
- 7 2019年の茨城国体、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、県、市町村、観光事業者、観光関係団体及び県民が一体となって、「おもてなし日本一」を目指して観光振興を推進する。

○ 「まち」の創生

～ 当面避けられない人口減少期に対応したまちの再構築を目指す ～

- 8 地域を活性化し、活力ある経済圏・生活圏を形成するため、地域の特性を踏まえた拠点となる都市を形成し、日常生活に必要な機能・サービスを確保していく。
- 9 本県独自の「地域ケアシステム」のノウハウを最大限に活かし、高齢者、障害者を問わず、すべての要援護者に隙間のない支援を一元的に提供することを目指す新たな「茨城型地域包括ケアシステム」を確立する。
- 10 ひと・もの・情報の交流空間づくりを進める上で、基盤となる公共交通機関網、広域交通ネットワークの着実な整備を推進する。

なお、委員会では、「ひとの創生」及び「しごとの創生」に関連する「政府関係機関の誘致」に関して、本県に立地する政府関係機関も対象とされ、各県から県内の機関の一部について移転の提案がされたことから、これを早急に、かつ、確実に防止するため、国に対して、県内に立地する政府関係機関の県外への移転を絶対に行わないよう、また併せて、本県が誘致提案している政府関係機関については本県に移転するよう強く求める旨の意見書を発議し、平成27年第3回定例会において可決の上、平成27年10月、国に提出したところである。（P31 「参考資料3」参照）

県においても、このような趣旨を十分理解し、政府関係機関の誘致において、県内機関の流出を確実に防止するよう、また、本県が誘致提案している政府関係機関の移転が進むよう尽力されることを求めるものである。

第4 重点的に取り組むべき事項等

委員会では、先に述べた「最重点項目」と合わせ、地方創生において「重点的に取り組むべき事項等」についても、調査項目ごとに詳細に調査・検討を進めてきたところであり、併せてここに提言する。

県においては、これらの内容についても十分考慮し、地方創生に係る取組に全力であたられたい。

重点的に取り組むべき事項等

1 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- 経済的負担が大きいなどの要因により婚姻組数や出生数の増加に至っていないといった状況があることから、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」ためには、若い世代の雇用の確保・安定について、十分な予算を確保し、優先して取り組んでいくことが必要である。
- 併せて「結婚」、「出産」、「子育て」に関しては、経済的負担に対する不安が払拭されるなど、将来に明るい希望が持てるような雰囲気を作り出していくことが重要であることから、子育てや雇用の環境を整備するとともに、「結婚」、「出産」に対する全体的な機運の向上を図っていくことが必要である。
- 施策の実施に当たっては、他の自治体における先進的な取組事例なども積極的に取り入れるほか、市町村ごとの取組状況に大きな格差が生じないように、市町村に対してきめ細かな支援を行っていくべきである。

(1) 若い世代の経済的安定

- 若い世代の経済的安定を実現し将来の展望を描けるようにするためには、特に若年者の正規雇用化の促進による、安定した雇用の創出と所得の拡大により経済的自立を図っていくことが重要であり、そのための取組を優先的に行っていく必要がある。

○ また、若い世代の経済的安定を図るため、以下の点に重点を置いた取組を進めていく必要がある。

- ・ 新規学卒者や卒業後未就職となっている者への就職支援の充実
- ・ 「働くこと」の意義についての学校における教育の充実

（２）結婚支援の充実

○ 結婚支援を推進する上では、結婚に対する機運の醸成を図ることが重要であり、子どもを産み育てる喜びや素晴らしさを伝えることなどにより、特に若者や女性が、結婚を前向きに考えられる雰囲気や環境をつくっていく必要がある。

○ その他、結婚支援の充実に当たっては、以下の点に重点を置いた取組を進めていく必要がある。

- ・ 「家庭を持つこと」の素晴らしさを伝える教育の充実
- ・ 企業や自治体等の研修を活用した意識啓発の推進
- ・ 農村部や男女比率が一樣でない職場など、出会いの場が少ない地域 や企業等における出会いの場の創出の推進

○ なお、結婚支援の推進に当たっては、既存の取組を幅広く、万遍なく行ってだけでなく、結婚支援における先駆県として、他の自治体に抜きん出た取組を新たに生み出し、一層、推進していくことも重要である。

（３）妊娠・出産・子育て支援の充実

○ 妊娠・出産・子育てについては、妊娠から子育てまで、地域の実情に即した切れ目のない施策、支援を行っていくことが重要であり、関係部局間での連携を一層密にし、横断的な取組を展開していく必要がある。

また、施策の実施に当たっては、県民の理解が十分に深まるよう、「見える化」を徹底していくとともに、子どもだけでなく、親にしっかりと光を当てた取組を展開していくべきである。

○ その他、妊娠・出産・子育てについては、以下の点に重点を置いた取組を進めていく必要がある。

- ・ 女性の利用しやすさに配慮した、利便性のある就職支援事業の展開
- ・ 多様な保育ニーズに対応した保育環境の整備
- ・ 待機児童ゼロの実現に向けた取組の推進
- ・ 幼児教育や医療費の無償化についての検討
- ・ 子育て世代が身近に相談できる窓口の整備
- ・ 子育て支援に係るメールサービスなどの取組の推進
- ・ 地域により受けられるサービスに大きな差が生じないような環境の整備
- ・ 県内市町村の子育て支援に係る施策・制度内容について、県ホームページへ掲載するなど、情報発信の強化
- ・ 定期的な健診の充実など、他の自治体の取組例を参考とした発達障害に対する取組の充実
- ・ 不登校やいじめ問題に対する取組の強化
- ・ 「家庭を持つこと」、「子どもを持つこと」の素晴らしさを伝えるといった観点での教育の推進
- ・ 不妊治療の実情など、医学的知識に基づく教育（指導）の推進

- なお、妊娠・出産・子育て支援の推進に当たっては、既存の取組について、幅広く、万遍なく行ってだけでなく、結婚支援の取組と同様、他の自治体に抜きん出た取組を新たに生み出し、一層推進していくことも重要である。

（４）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

- 育児休業制度が積極的、かつ、有効的に活用されることが重要であり、特に男性における活用について、官民あげて取り組んでいく必要がある。
- また、処遇改善やワーク・ライフ・バランスに関して、先進的、あるいは、効果的な取組を行っている事例を収集し、県内企業等へ積極的に情報提供していくことが必要である。
- 併せて、ワーク・ライフ・バランスの実現には、女性が活躍できる社会の構築が重要であり、女性の希望に応じた、また、個性や能力を十分に生かせる雇用の場を確保していく必要がある。
また、女性の活用促進のため、家庭や職場、あるいは地域における理解促進に取り組んでいく必要がある。

2 時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- 将来を見据えた地域をつくっていくためには、県内全市町村が同じ方向性、施策を実施していくのではなく、それぞれに、地域ごとの特性を活かした施策を展開していく必要がある。
また、地域連携の推進に当たっては、まずは拠点となる都市、地域をつくり、そこを中心として施策を展開する、また、そのような拠点を中心に投資をしていくといった方向性を検討していくべきである。
- 地域の活力を高めるためには、これからの地域活動を担う高校生や大学生などの若者を中心とした「ボランティア活動の積極的、継続的な参加」、「社会参加への意識があるリーダーの育成」、「NPOへの支援強化」などの取組を進め、地域で活躍できる若者を育成していく必要がある。

(1) 本県の地域特性を活かした地域連携の支援

- 地域を活性化し、活力ある経済圏・生活圏を形成するためには、定住自立圏や連携中枢都市圏の形成など、市町村広域連携の促進を図っていくことが重要であり、県においては、自治体間における連携強化や情報の共有化を図るなど、きめ細かな支援を行うとともに、広域連携の本格化に向け、市町村の実情を踏まえた県独自の支援を行っていく必要がある。
- また、地域の活性化の面では、総務省が制度化し実施している「地域おこし協力隊」の活用も有効であり、市町村における活用が推進されるよう支援していく必要がある。
- 併せて、地域における空き家問題についても、地域が連携して一体となった対策が講じられることが重要であり、その有効的な活用が図られるよう、市町村を支援していく必要がある。
- 一方、地域の活性化においては、県北地域の活性化に力を入れていくことも重要であり、持続的な集客の見込める魅力的な観光施設の整備や周辺拠点都市へのアクセス道路の整備など、将来の集客を見据えた中長期的な視点での取組を検討していく必要がある。

- その他、県北地域の活性化については、以下の点に重点を置いた取組を進めていく必要がある。
 - ・ 集客効果の高いイベント等の開催
 - ・ 周辺拠点都市における企業誘致効果の地域への波及
 - ・ 地域の有用な情報を効率的に収集するための環境づくり、（収集した）魅力的な情報の効果的な発信
- 日本一のサイクリング環境を目指すなど、本県を代表する地域資源である「霞ヶ浦」については、水質浄化が課題であり、水質に関する数値目標を設定し、関係機関と連携して、継続的に水質浄化に取り組んでいく必要がある。

(2) 「小さな拠点」の形成及び都市のコンパクト化等による、地域の生活に必要な生活支援サービスの維持

- 「小さな拠点」や「コンパクトシティ」の形成に当たっては、交通空白地域が生じないように、地域公共交通などの交通網の整備・充実を図っていく必要がある。

また、実施主体となる市町村の取組が円滑に行われるよう、情報提供や助言などにより、市町村への支援を十分に行っていく必要がある。
- なお、小さな拠点づくりという点からは、地域コミュニティとしての特色ある学校づくりといった考え方も重要であり、小中学校の統廃合においては、そのような点も考慮すべきである。

また、本県の地域性等から、拠点形成の単位として、統廃合前の小学校区なども候補として考えられる。
- 「道の駅」については、地域の特色ある農林水産物や特産物などが販売できる場所といった面で重要な拠点となり得るものであり、販売手法などの課題を整理しつつ、その増設について、県として積極的に支援していく必要がある。
- すべての要援護者に隙間のない支援を一元的に提供することを目指す「茨城型地域包括ケアシステム」について、県の「地域ケアシステム」や国の「地域包括ケアシステム」との位置付けが分かりづらいといった面があることから、県民が必要な支援・サービスを受けることができるよう、支援・サービス内容についての県民の理解の推進に努めるとともに、「地域ケアシステム」の運用の中で蓄積されたノウ

ハウである「コーディネート機能」の充実を図るなど、効率的な制度運用に取り組んでいく必要がある。

(3) 中心市街地の活性化

- 中心市街地の活性化においては、菓子店、飲食店などの小売業や飲食サービス業の活性化を図っていくことが重要であり、それらの業種の地域での存続、あるいは、人材の育成などの取組について、積極的に実施していく必要がある。
- また、商店街の衰退は、地域の若者の流出にも結びつくことから、商店街に係るモデル事業を行うことなどにより成功事例をつくり、そこから、地域の商店街の活性化につなげていく必要がある。

(4) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保

- 地域防災力の中核を担う消防団については、少子高齢化やサラリーマンの増加、通勤圏の拡大等による社会経済情勢の変化などにより団員数が減少傾向にあるため、引き続き、団員の確保を図っていく必要がある。
なお、団員確保に向けた取組に当たっては、以下の点にも考慮していく必要がある。
 - ・ 女性が入団しやすい環境の確保
 - ・ 県庁や県出先機関、市役所、町村役場などにおける消防団の分団等の設置に向けた検討
 - ・ 民間企業における従業者の入団促進

(5) 人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

- 県立高等学校等の統廃合などに伴い、遊休施設（校舎）となっているものについては、民間における活用も含め、その有効的な利用を推進していく必要がある。

(6) 中山間地域の活性化

- 中山間地域の活性化に当たっては、地域の特性を活かした農林業の振興が重要であり、例えば、生産が増加しつつある枝物などについて、高付加価値化やさらなる生産拡大などを支援していく必要がある。
- また、農産物のさらなる生産拡大を図るため、これまで注目されていなかった分野や、販路開拓等により今後需要が拡大していく可能性のある分野への事業参入に対する支援なども行っていく必要がある。
- 林業においては、建築用材のほか、木質バイオマス発電の燃料などとしての新たな需要も踏まえ、森林湖沼環境税による支援のあり方なども検討しながら、安定的に木材が供給できるような体制づくりを進めていく必要がある。
- また、県産木材については、農業の6次産業化の例を参考に、例えば、新たな木材加工品の製作など、付加価値を高める取組を通じて、販売促進を図っていく必要がある。

3 本県における安定した雇用の創出

- 「安定した雇用の創出」は、所得の向上等による「経済的な安定の確保」に直結し、ひいては、出生数や定住人口の増加などによる人口減少の抑制にもつながるものであることから、地方創生を行っていく上で、優先的に実施すべき取組である。
- 「安定した雇用の創出」のためには、企業誘致の積極的な推進をはじめ、総合的に取り組んでいく必要があるが、特に、ロボット産業をはじめとする本県の最先端科学技術を活用した新産業や、産出額全国第2位を誇る農業については、本県を代表する産業としてますます発展するよう、商品開発や販路拡大、あるいは企業・人材の育成などの支援を強化し、産業育成を図るとともに、雇用の創出・拡大につなげていくことが重要である。
- また、本県では、企業数全体の大部分を占める中小企業が、世界最先端の「科学技術」や「ものづくり」といった産業を支えていると考えられることから、本県のさらなる産業発展のため、中小企業に対する支援を強力に進めていく必要がある。
- 一方、地域経済の活性化に当たっては、産業の新陳代謝を促し、経済成長を牽引する成長力の高い企業の誕生にもつながる「創業」についても一層促進していくことが重要であり、特に、これからの茨城の発展を担う、若者や女性における創業支援に力を入れて取り組んでいく必要がある。
- さらに、交通インフラをはじめとする社会インフラの整備は、経済活動を活性化させ、人々の生活を豊かにするという効果が期待され、企業誘致や観光振興などの推進、さらには、産業・雇用の創出にもつながっていくことから、必要なインフラ整備については推進していく必要がある。
- なお、安定雇用を支える地域経済について、例えば「実質県内総生産の伸び率」など、経済成長を示す指標などを数値目標として設定し、これを達成するための取組を検討していく必要がある。

(1) 本県に集積した最先端科学技術等を活用した未来産業・雇用の創出

- ロボットの研究・開発・産業化への支援に当たっては、医療・福祉分野などで活躍するロボットの研究・開発の進展や市場へのスピーディーな投入ができるよう、

特区制度などを活用しながら、研究・開発・産業などに係る拠点の形成を図っていく必要がある。

- また、ロボットは、今後、あらゆる分野での活用が期待されるものであることから、民間や大学などの教育・研究機関等と連携しながら、農業分野など様々な分野におけるロボットの研究・開発を推進するなど、積極的に取り組んでいく必要があり、併せて、研究・開発から製品化、さらには販売まで一体となった取組として実施していく必要がある。
- 水素エネルギーの活用に向けた支援に当たっては、水素関連の新たな事業創出などを見据え、家庭用燃料電池の普及拡大に向けた取組を推進する必要がある。
また、今後の市場拡大が期待される燃料電池自動車については、燃料となる水素を供給するためのインフラ整備が本県で進んでいないといった状況を踏まえ、水素供給インフラの整備推進に向けた取組について、スピード感をもって実施していく必要がある。
- 筑波研究学園都市や東海地区などに集積した本県の最先端科学技術のさらなる振興のためには、研究・開発の中核となる科学技術者などの人材を確保していく必要があることから、県内の状況を把握し、本県の科学技術や研究機関等の魅力を積極的にPRしていくべきである。
- ベンチャー企業については、経営基盤が安定しておらず資金調達が課題となっていることから、ファンドや融資など企業のニーズに対応した資金調達支援を充実させ、企業の育成を図っていく必要がある。
併せて、地元雇用の拡大や県内定着が促進されるよう、成長段階に応じた支援を行っていく必要がある。

(2) 企業誘致の更なる推進

- 地方創生における取組の中でも、大きな効果が期待される「企業誘致」については、平成27年度から県で実施している「企業立地促進特別対策補助事業」等を積極的にPRするなど立地促進策を十分に活用しながら、一層、推進していく必要がある。
また、改正地域再生法の成立により制度化されることとなった「本社機能の地方への移転やそれに伴う雇用者に関する税制優遇措置」なども活用しながら、本社機能の移転を推進していく必要がある。

(3) 農林水産業の成長産業化

- 農業の成長産業化に当たっては、農業経営の法人化や集落営農の組織化などにより経営体の確保・育成を図るとともに、無駄のない商品化や新商品開発による6次産業化を推進していく必要がある。
- また、農業の担い手の確保、特に若者の就農促進に取り組むとともに、「畑地帯総合整備事業」等の土地改良事業による基盤整備や農地の集積・集約化を推進するなど、農業生産を支える基盤づくりに取り組む必要がある。
- その他、農業振興については、以下の点に重点を置いた取組を進めていく必要がある。
 - ・ 専門家やメディアを活用した効果的な情報発信や、高級品としての販路拡大などによる戦略的な農産物のPRの推進
 - ・ 農業分野におけるロボットやICT技術などの導入、活用への支援
 - ・ これまで注目されていなかった分野や、今後需要が拡大していく可能性のある分野への事業参入に対する支援（再掲）
- 林業においては、建築用材のほか、木質バイオマス発電の燃料などとしての新たな需要も踏まえ、森林湖沼環境税による支援のあり方なども検討しながら、安定的に木材が供給できるような体制づくりを進めていく必要がある。（再掲）
- また、県産木材については、農業の6次産業化の例を参考に、例えば、新たな木材加工品の製作など、付加価値を高める取組を通じて、販売促進を図っていく必要がある。（再掲）
- 水産業については、福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害による影響が依然として残っているといた状況も踏まえ、放射性物質に係る検査を徹底するとともに、本県の水産物、水産加工品の安全性を広くPRすることなどにより、風評払拭や販売回復に取り組んでいく必要がある。

(4) 観光振興

- 観光振興に当たっては、魅力ある本県観光資源のさらなる「磨き上げ」が重要であり、特に、県でも重点的に取組を行っている県北地域について、相応の予算を投入して磨き上げを行い、魅力ある観光地域づくりを推進する必要がある。

- 次に、誘客促進においては、近年増加傾向にある訪日外国人観光客の誘客を促進していくことが重要であり、海外旅行者と県内観光業者との交流を図るなど、海外との接点を拡大し、人的ネットワークを構築していく必要がある。

また、中国をはじめとした海外からの訪日客が著しく増加している状況を踏まえ、茨城空港におけるチャーター便を含めた路線の誘致に努めるとともに、関係機関への働きかけを行うなどにより、茨城空港の利用拡大を図るべきである。
- さらに、誘客促進のための商品づくりでは、ナンバーワンではなく、オンリーワンとなるような本県の独自商品の開発が必要であり、専門家などの助力を得ながら、独創的な発想のもと、全国に誇れるブランドづくりを推進していく必要がある。
- その他、観光振興においては、以下の点に重点を置いた取組を進めていく必要がある。
 - ・ 近隣県と連携した海外からの教育旅行の誘致
 - ・ おもてなし向上に係る研修等への支援
 - ・ 語呂の良さや多くの観光ができるといった利点のある「金いば」（金曜泊による観光）など、魅力あるキャッチフレーズを用いた観光の推進
- なお、「農林水産業の成長産業化」の項でも触れたが、本県では、県北臨海部を中心に、福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害による影響が依然として残っており、「観光振興」の面においても、観光入込客数の回復が大きな課題となっていることから、本県の海水浴場や水産物などの放射性物質に係る検査を徹底し、安全性を広くPRするなどにより、風評払拭や観光客の回復に取り組んでいく必要がある。

（５）本県の産業を支える人材の育成

- 本県産業を支える人材の育成に当たっては、県内の大学との連携も重要である。

特に、全国屈指の農業県である本県においては、農業分野の学部を有する大学との連携を強化するなどにより、技術面だけでなく、経営面でもエキスパートとなる、茨城の農業を支える高度な人材を育成していく必要がある。
- 本県の農林水産業従事者においては、経済的な安定の確保が課題であることから、雇用環境の改善を図りながら正規雇用の拡大を進めていくとともに、農業経営に携わる者に対する支援を強化していく必要がある。

- 安定した雇用につながる農業経営の法人化や、新たな雇用創出も期待できる6次産業化を推進していく必要がある。（再掲）
- 特に農業の分野では、若者の新規就農者を確保していくことが重要であり、国の支援制度などを活用するほか、県独自の新たな制度創設についても検討するなど、若者の就農促進に向けた取組を推進していく必要がある。

（6）対日投資の県内誘致促進等

- 対日投資の県内誘致の促進に当たっては、本県が誇る最先端科学技術やものづくり産業、地場産業等が一層発展するよう努めるとともに、2016年につくば市で開催されるG7茨城・つくば科学技術大臣会合、さらには2020年の東京オリンピック・パラリンピックなどの機会も活用し、国やジェトロと連携して情報を的確に発信するなど、投資拡大に向けた取組を迅速に進めていく必要がある。

4 本県への新しいひとの流れをつくる

- 「本県への新しいひとの流れをつくる」上で、本県の転出超過や東京一極集中の是正は、優先的、かつ、重点的に実施すべき取組であり、特に若年女性や県外大学等への進学者に対して、本県定住や東京圏からのU I Jターンといった取組に一層力を入れ、これを推進していく必要がある。
- また、地域の自慢度や愛着度を上げるための取組を一層推進することで、地元回帰への意識の醸成を図り、県内就職や定住促進につなげていく必要がある。
- さらに、県北地域など、交通体制が十分でない地域におけるインフラ整備についても、地域活性化の取組と合わせ、一層、推進していく必要がある。
- 国で有識者会議を開催して検討を進めている「日本版C C R C構想」については、東京圏からの移住だけでなく、地域内移住についても検討していく必要があり、併せて、移住の前提となる住環境の整備などの様々な課題への対応を含め、慎重に取り組んでいく必要がある。
また、その実施主体についても、民間なども候補に含めた上で十分な検討を行っていく必要がある。

(1) 東京圏から本県への移住等の推進

- 東京圏との近接性や豊かな自然環境など、本県は二地域居住に適した地域性があり、また、新たなひとの流れにより地域の活性化が図られるといった効果も期待されることから、二地域居住に係る取組を積極的に推進していくべきである。
なお、二地域居住の推進に当たっては、笠間市の「クラインガルテン」などの拠点整備が重要であり、空き家の活用なども含め、相乗的に取り組んでいく必要がある。
- また、移住やU I Jターンの推進に当たっては、魅力度ランキングなどの外形的な指標の状況なども勘案しながら、例えば、本県は東京圏よりも物価水準が低いといった優位性を積極的に発信するなど、新たな切り口により魅力発信の強化を図っていく必要がある。
- 本県への移住等に係る情報の発信においては、東京にある「ふるさと回帰支援センター」などを積極的に活用していくことも重要であり、本県の就労に関する情報

も併せて発信するなど、当該センターなどの有効的な活用を検討していくべきである。

（２）地域産業を担う人材の県内企業等への採用，就労の拡大

- 本県産業を支える人材の確保については、高齢化により不足が見込まれる医療・福祉分野の労働環境の改善を図っていくことが重要である。併せて、魅力ある雇用情報の発信などにより茨城へのU I Jターンと地元定着を促進し、必要な人材の確保につなげていく必要がある。
- また、雇用情報の発信に当たっては、例えば、本県は東京圏と比較して土地が安い、生活環境が良いといった特長を積極的に発信するなど、東京圏との差別化を図った取組として実施していくべきである。

（３）政府関係機関の誘致

- 政府関係機関の誘致については、他県からつくばなどの研究機関等に対する誘致の提案が出されていることから、しっかりと国に働きかけ、県内機関の流出を防止することが必要である。
- また、本県が移転対象として提案している産業技術総合研究所東京本部などの機関は、関連する研究機関等との連携や集約化が図られることで、科学技術創造立県を目指す本県の研究開発機能の強化や活性化に大いに資するものであることから、移転の実現に向けて積極的な働きかけを行うべきである。
なお、つくば市内には未利用の国家公務員宿舎などもあり、誘致提案の際の整備条件である「居住環境」としての活用について検討していくべきである。

※ 本報告書の「第４ 重点的に取り組むべき事項等」における提言内容は、第１回委員会で決定した調査項目に沿って整理したものであるため、ここで記載する項目名と県が策定した「茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略」における項目名とは、一部、表現上の相違がある。

5 その他の意見

- これまで、重点的に取り組むべき事項等について項目に沿って意見を述べてきたが、委員会の中では、それ以外にも地方創生に関連した意見が示されたところであり、本委員会の付帯意見として、併せてここに付記する。
 - ・ 地方創生に当たっては、行財政改革も並行して進めていくことが重要であり、県債残高の縮減に努めるほか、公共事業の実施に当たっては、効率的・効果的な予算執行に努める必要がある。
 - ・ 地方創生を考えていく中では、企業誘致の状況と雇用、あるいは人口減少との関係性についてしっかりと検討、分析していくことが必要であり、検証結果を踏まえ、効果のある事業を推進していくことが重要である。
 - ・ 「安定した雇用の創出」を考えていく上では、外国人の労働力というものをしっかり捉え、本県における位置づけ、あるいは雇用上のバランスといったものを考慮しながら、取組を進めていくことが重要である。
 - ・ 高齢化や核家族化の進展等から、土地や家はあるが、生活資金は無いといった高齢者の方もいることから、地方創生の中で、例えば、自宅を担保にして老後資金を借り入れることができる「リバースモーゲージ」といった制度の活用について、検討していく余地がある。
- 最後に、地方創生に当たっては、国においても以下の取組を実施していくことが望ましいといった意見もあったことから、県においては、国への要望の際に反映するなどにより対応されることを期待する。
 - ・ 地方創生は、各自治体で知恵を出し合い、施策を実施していくといった実態から、自治体間競争といった性質を持っているが、その前提条件となる「インフラ」は、本来は、各自治体の地域性によって左右されないようなものであるべきであり、そのようなインフラ整備を国で実施していくことが望まれること。
 - ・ 移民政策に関して、ハードルを低くして多くの移民を受け入れるようになると、企業にとっては人件費の抑制などの効果があるが、労働者が多くなることで働く場が不足し、結果として「安定した雇用」にはつながらないといった状況があることから、移民政策の推進に当たっては、間口が広がらないよう、人的資源の需要と供給のバランスを考慮した慎重な対応を行うことが望まれること。
 - ・ 再生可能エネルギーにおける固定価格買取制度のように、米などの農産物においても、安定した買取価格が担保されるような制度の創設が望まれること。

< 参考 >

調査・検討の中で、委員会では、本県の「人口ビジョン」に関しても活発な審議を行い、人口ビジョン策定に当たっての提言内容を整理し、平成27年第3回定例会において中間報告を行ったところである。

本県の人口ビジョンについては平成27年10月に策定済みであるため、参考として、ここに中間報告において提言した内容を付記する。

人口ビジョンに係る意見

- 人口ビジョンにおいては、県全体の方向性等を示すだけでなく、地域性等を考慮した地域ごとの方向性等を示していくことも重要である。
- また、「若い女性の確保」といった点に重点を置いた方向性等を示していくことも重要であり、以下に掲げる内容も十分に考慮していく必要がある。
 - ・ 若い女性の流出を最大限防止する必要があること
 - ・ 東京圏に移動した女性の本県への回帰が推進される必要があること
 - ・ 女性が活躍できる地域をつくり、そのような地域であることを広く情報発信していく必要があること
 - ・ 茨城の魅力を高め、茨城への愛着度の向上を図っていく必要があること
- なお、人口については、短いスパンで増加に転じさせることは極めて困難であると考えられることから、今後も、しばらくの間は減少が継続することを前提とした、現実の状況を見据えた考え方を持つことが重要であるが、一方で、「将来の方向性」等の策定に当たっては、極力、消極的な表現とならないよう、前向きな姿勢が感じ取れるような内容が盛り込まれることを望むものである。

おわりに

本委員会は、8ヶ月間という短い期間で集中的に審議を行った。

県執行部におかれては、この短期間の中で、地方創生に係る取組の現状や課題などのほか、他自治体の先進事例や委員会から追加で資料要求を行った項目など、広範囲かつ詳細な資料の提出や説明をいただき、ここに感謝申し上げます。

また、審議にあたりお招きした参考人の方々からは、地方創生を実現するために求められる取組などについて貴重なご意見をいただき、ここに厚くお礼を申し上げます次第である。

本委員会では、先に述べたとおり、「茨城県人口ビジョン」及び「茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に当たっての提言について平成27年第3回定例会で中間報告を行ったところであり、県においては、本提言内容を踏まえ、平成27年10月30日に、「茨城県人口ビジョン」及び「茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定したところである。

県では、今後、「人口ビジョン」及び「総合戦略」に基づき、地方創生に係る取組をさらに推し進めていくこととなるが、「人口減少に歯止めをかけ、持続的な発展・成長を実現する」ためには、今後5年間の集中的な取組が非常に重要となることは改めて言うまでもない。

本委員会では、中間報告後もさらに精力的に調査・検討を進め、今後の地方創生の取組において集中的に、あるいは、重点的に対応すべき事項などについて整理し、ここに提言するものである。

地方創生は、短期間で実現できるものではなく、今後、数十年に渡る息の長い取組が求められるものであるが、執行部においては、本提言内容とともに、委員会の中で各委員から出された意見についても真摯に受け止め、待ったなしである地方創生の問題に総力をあげて取り組まれること切に望むものである。

30年後、40年後の茨城県が、活力と潤いに満ちた、力強い発展を遂げた地域であることを期待し、本委員会の報告とする。